

戦後朝鮮華僑の職業に関する考察
(1945-1958)

宋 伍 強

On the Occupations of Overseas Chinese in North Korea During Post-World War II Period
(1945-1958)

SONG Wuqiang

要　　旨

第二次世界大戦後、北朝鮮では社会主义建設に向けて、土地改革を皮切りにさまざまな政策が行われたが、これらの政策は朝鮮に居住する華僑にも適用された。

本稿では、第二次世界大戦後東アジアにおける冷戦体制の確立と朝鮮戦争、および1954年以降展開された朝鮮の協同化政策を切り口とし、これらの外的要因によって、近代開港期から続いた朝鮮華僑の職業形態が断絶を余儀なくされた過程について、中国側の档案資料と朝鮮華僑への訪問調査などを用いて明らかにしている。

キーワード：朝鮮華僑、華僑合作社、北朝鮮の協同化、中朝関係

Abstract

After World War II, North Korea has implemented a series of economic policies aimed at socialist development, including land reform that have influenced the Overseas Chinese in North Korea. This paper focuses on the analysis of the Cold War pattern gradually set up in East Asia after World War II, the Korean War, and the cooperation policy implemented in North Korea from 1954, based on relevant archives in China and interviews with North Korean Overseas Chinese returnees, to study the discontinuity of the occupation form of the Overseas Chinese in North Korea due to external economic and political changes after North Korea opened its doors in modern times.

Keywords: Overseas Chinese in North Korea, Overseas Chinese Cooperatives, North Korea Cooperation, Sino-North Korea relationship

はじめに

近代における朝鮮華僑の起源は1882年10月（光緒8年8月）、清国と朝鮮との間に締結された「清国朝鮮商民水陸貿易章程」¹⁾に求めることができる。1882年7月、朝鮮で起きた軍乱（壬午軍乱）を鎮圧した清軍が、一時的に漢城に駐屯することになったが、それに伴い、上海に拠点を置く広東人らが漢城・仁川一帯で商業活動を活発に行うようになった²⁾。また、地理的に近い山東・遼東半島から朝鮮西海岸を行きかう海路の存在は、多くの山東人を朝鮮に向かわせ、彼らの朝鮮における勢力圏を確保した。そして、20世紀に入ると、鴨綠江一帯の中国側から朝鮮に渡る者が漸次増加した。1920年代、山東地域では戦火が絶えないうえに、度重なる天災に見舞われ、多くの山東人が活路を求めて中国東北地域に流れ込んだが、その一部は陸路と水路から朝鮮入りした³⁾。

一方、20世紀初頭における朝鮮半島では、日本が1894年の甲午中日戦争（日清戦争）と1904年の日露戦争を経て、1910年8月に朝鮮を「併合」した。そして1920年ごろから、朝鮮華僑商人が扱っていた織物雑貨類は日本の高関税政策の圧力を受けて、華商は旧勢を失っていった。その反面、インフラ整備などのため、朝鮮では労働力需要が高まり、華僑労働者の増加をもたらした。また、中国東北地方への朝鮮人移民の存在や⁴⁾、中国と朝鮮が陸続きであることなどから、朝鮮に渡る華僑労働者や農民に対し、日本側は内地で実施したような厳しい入国禁止政策は適用できなかった⁵⁾。そのため植民地期における朝鮮華僑の人口は一進一退を繰り返しながらも、全体として増加傾向にあった。

朝鮮では20世紀初頭から華僑商人のほかに、華僑労働者や華僑農民の割合がそれぞれ15~20%を占め、30年代以降になると商人の割合が減少する反面、労働者、農民の割合が増えている。そのうち農民と労働者に限ってみると、陸続きで、大型プラントの建設が集中する朝鮮半島北部に集中していたことが指摘できる。華僑人口が最も多かった1942年を見ると、外国人総人口83,167人（うち華僑82,661人）のうち84.2%の70,016人が朝鮮北部（黃海道、

1) 同章程に関する解釈については、権赫秀『近代中韓関係史料選編』世界知識出版社、2008年、3~8頁、参照。

2) 朝鮮における広東商人の活動に関しては、石川亮太『近代アジア市場と朝鮮：開港・華商・帝国』（名古屋大学出版会、2016年）、강진아『동순대호—동아시아화교자본과근대조선—』（경북대학교출판부、2011年）、参照。

3) 山東地域における人口移動のプッシュ要因とその受け皿としての朝鮮のプル要因の分析に関しては、松田利彦「近代朝鮮における山東出身華僑—植民地における朝鮮総督府の対華僑政策と朝鮮人の華僑への反応を中心に—」千田稔・宇野隆夫共編『東アジアと半島空間—山東半島と遼東半島—』思文閣出版、2003年、313~341頁、参照。

4) 松田「近代朝鮮における山東出身華僑」319~323頁。

5) 朝鮮総督府は、1930年ごろから中国人労働者の朝鮮入りを厳しく制限する方針を打ち出し、1934年9月には所持金100円と就職先確定済みの中国人労働者に限って入国を許可するというさらに厳しい条件を加えた。しかし、この政策は1923年に既に日本（内地）で実施済みのものであり、内地と朝鮮では中国人労働者の取締りに温度差が存在した（安井『帝国日本と華僑』246~247頁）。

平安道、江原道、咸鏡道）に居住しており、職種別では華僑労働者・農民の9割以上が同じ朝鮮北部に集中するという様相を呈していた⁶⁾。

第二次世界大戦後、朝鮮半島38度線以北では華僑たちにも土地の分配が行われ、朝鮮戦争後になると朝鮮各地に華僑の組合が創られたとの指摘が見られるが、彼らの職業変遷の詳細については、史料や制度上の制約などから依然不透明のままである⁷⁾。朝鮮華僑の職業は、彼らを取り巻くさまざまな外的要因が変化するたびに、その要因から直接の影響を受けた。とりわけ、①第二次世界大戦後東アジアにおける冷戦体制の確立（1945–1949年）、②朝鮮戦争（1950–1953年）、③朝鮮の協同化（1954–1958年）、④中国の文化大革命（1966–1976年）、⑤中国の改革開放（1978年以降）の5つの要因が朝鮮華僑コミュニティに与えた震動は甚大であった。

本稿では、この5つの外的要因のうち、朝鮮の協同化が朝鮮華僑の職業形態に与えた影響について考察し、植民地期から続いている朝鮮華僑の職業形態が崩壊していく過程を明らかにする。

内容の構成については、まず、解放直後朝鮮における華僑の社会的地位や華僑農民の土地問題、および華僑自営業者の経営環境について、当時の朝鮮（臨時）政府が公布した法令などか

6) 朝鮮総督府編『朝鮮総督府統計年報』（1942年、22–25頁）、梁必承・李正熙『韓国、沒有中國城的國家：21世紀型中國城的出現背景』（清華大学出版社、2006年、26頁）。

7) 解放後の朝鮮華僑に関する研究は、1980年代初頭、吉林省帰国華僑聯合会副秘書長張慶京（新義州帰国華僑）によって調査活動が始まり、1985年12月23日、吉林省帰国華僑聯合会の下部組織として吉林省華僑歴史学会が結成されたことによって軌道に乗った（金猷「吉林省成立華僑歴史学会」『華僑歴史』1986年1–2期、1986年7月、52頁）。続いて、1987年11月24日、「遼寧省華僑歴史学会」が瀋陽で発足した。同学会の朝鮮華僑研究に関しては、同じく朝鮮帰国華僑の崔殿芳（丹東市政協常任委員）、宋達（遼陽市帰国華僑聯合会幹部）、許宝琛（瀋陽市大東区委員会常任委員）、梁森培（盤錦市帰国華僑聯合会幹部）、劉倩（元鞍山市僑史研究組組長）などが自らの経験をたどりながら執筆に取り掛かった（遼寧省華僑歴史学会『遼寧僑史』創刊号、1988年5月、1–6、12–18頁）。その結果、1980年代中盤から朝鮮帰国華僑による回想資料が蓄積された。この二つの学会が残した朝鮮華僑に関する代表的な研究成果としては、吉林省華僑歴史学会編『吉林省華僑歴史学会第一次論文討論会資料匯編』（1986年）、『吉林省華僑歴史学会第二次論文討論会資料匯編』（1988年）、『吉林省華僑歴史学会第三次論文討論会資料匯編』（1990年）と、遼寧省華僑歴史学会編『遼寧僑史』創刊号（1988年5月）が挙げられる。しかし、1990年代になると華僑研究者のうち年配者が増加し、また後継者も育たなかつたことから、今日における研究活動はほぼ休止状態になっている。（吉林省華僑歴史学会常務理事曲氏への訪問調査（訪問地：長春、訪問日時：2008年12月））。一方、研究者による学術的アプローチは、管見の限り暨南大学余以平の論文が草分けであると思われるが、論述には上記華僑歴史学会の成果が多く引用されている（余以平「朝鮮華僑教育初探」「華僑教育」第2輯、1984年8月）。その後、中韓国交樹立直前の1991年に、楊昭全・孫玉梅『朝鮮華僑史』中国華僑出版公司、1991年、が出版された。同書第六章には解放後朝鮮華僑に関する内容が記述されているが、朝鮮華僑コミュニティの諸相について華僑の立場から分析できているとは言いがたい。2000年、曲曉範・劉樹真は、初めて吉林省と遼寧省の政府档案館に埋没していた朝鮮帰国華僑に関する文書をもとに、解放後朝鮮華僑の帰国に関する力作を完成させているが、朝鮮華僑の職業については間接的にしか触れていない（曲曉範・劉樹真「当代朝鮮華僑の帰国定居及其安置史略」「華僑華人歴史研究」2000年第4期）。近年韓国では、丹東－新義州間の中朝貿易経路に注目が集まるなか、朝鮮華僑の小口貿易への参加やその朝鮮経済への影響について言及する研究成果が見られるが、韓国側の資料や新聞記事、脱北者証言に依拠するところが大きい（이승엽「북한화교의 형성과 역할에 관한 연구」東國大学校修士学位請求論文、2012年提出）。最新のものとして、李玉蓮は、吉林省公的機関の朝鮮帰国華僑関連文書の使用に加えて、延辺一帯の朝鮮帰国華僑を対象に行ったインタビュー調査をもとに論文「연변지역의 귀국화교사회와 북한화교사회 의 상관관계 및 역사성」『한국학연구』第30輯（2013年6月）を完成させているが、解放後朝鮮華僑社会の変化を朝鮮の協同化政策の視点からとらえることは出来ていない。

ら分析を試みる。次に、朝鮮戦争期に、朝鮮華僑が同戦争に参戦した中国志願軍向けの食料品や宿泊先の提供を引き受けたことにより、一部の華僑に経済的余剰が生まれたことを確認する。第三に、1950年代後半、朝鮮における全産業の協同化が進むなか、朝鮮華僑もその一員として再編されていく過程を分析する。

用いる史料は、中国駐朝鮮大使館が作成した領事報告書⁸⁾と、朝鮮華僑の大規模帰国時に中国側受入れ機関によって生成された種々の档案資料、ならびに帰国者を含む朝鮮華僑に対するインタビュー調査⁹⁾、朝鮮帰国華僑の回想、朝鮮で発刊された中国語新聞¹⁰⁾などである。

なお、本稿において、「朝鮮華僑」とは第二次世界大戦以前朝鮮半島に在留した中国人、ならびに解放後38度線以北に居住してきた中国人と定義する¹¹⁾。また、議論のなかでは「国有化」、「協同化」、「協同組合」、「合作社」といった表現を使用しているが、それぞれの使い分けについては以下のように断っておく。まず、解放後の朝鮮では生産手段の所有関係として、国家所有、共同所有と個人所有の三つの所有形態が存在した。本稿では、生産手段に対する国家所有が強化されていく過程を「国有化」とし、生産要素としての労働力が個人労働（個人経営）から協同労働（協同経営）へとシフトしてゆくことを表す言葉として「協同化」¹²⁾を使用する。協同化の展開は、個人としての商人および労働者・農民が組合員という形で各種「協同組合」に参加し、労力のみを出し合う初期レベルから、国家の社会主義体制への移行に伴い、さらに進んで生産手段をも組合に持ち込み、それらが共同所有（あるいは国家所有）となる段階にまで至った。朝鮮の「協同組合」は中国の「合作社」¹³⁾に類似していたことから、朝鮮では「協同組合」の中国語訳として「合作社」が使われた¹⁴⁾。そして、当時の朝鮮華僑の間では協同作業を目的に作られた組織に「協同組合」ではなく「合作社」が用いられたが、1958年末華僑合

-
- 8) 中国外交部档案館が2015年2月現在公開している档案の詳細は次の通りである。第一回目は2004年1月16日に1949年-1955年の档案15,003件を公開、第二回目は2006年5月10日に1956年-1960年の档案25,651件を、第三回目は2008年11月12日に1961年-1965年の档案41,097件を公開している（中華人民共和国外交部档案館ホームページ：<http://dag.fmprc.gov.cn/chn/dajmkf/>、2015年2月6日閲覧）。
 - 9) 朝鮮華僑に対するインタビュー調査（電話インタビュー含む）は、直接朝鮮に行くことが困難なため、主に朝鮮華僑一時帰国者や朝鮮帰国華僑を中心に進めた。調査は2008年から始め、現在まで中国の広州・天津・延吉・龍井・和龍の五ヶ所で行ってきた。
 - 10) 本稿では平壌で発行された中国語新聞『戦友』と『華訊』の一部を使用している。解放後朝鮮では『民主華僑』『戦友』『華訊』の三種類の中国語新聞が発刊された。1948年、最初の刊行物『民主華僑』が朝鮮華僑聯合総会の週刊機関紙として誕生したが、朝鮮戦争勃発直後の1950年8月に停刊となった。その後、戦況を伝えるなどの目的から『戦友』が1951年より週二回出版され、現在北京国家図書館に1958年10月号までが所蔵されている。1956年3月、朝鮮華僑聯合会中央委員会は『華訊』を機関紙として復活させた。当初は旬刊であったが、1959年1月に5日刊となり、1964年7月まで続いた（『華僑華人百科全書—新聞出版卷一』編輯委員会編『華僑華人百科全書—新聞出版卷一』中国華僑出版社、1999年、142、243、497頁）。
 - 11) 解放後、朝鮮における「中国人」について厳密に言うと、1958年から朝鮮華僑の間に朝鮮国籍取得者が現れ、1966年までに8割以上が帰化したが、後の中朝関係の悪化によって、そのほとんどが中国国籍を回復している。本稿でいう朝鮮華僑には、この時期に朝鮮国籍を取得した帰化者も含む。朝鮮華僑の帰化については、宋伍強「朝鮮戦争後における朝鮮華僑の現地化について—1958年前後における華僑聯合会と朝鮮華僑の国籍問題を中心に—」『華僑華人研究』第7号（2010年11月）、参照。
 - 12) 「協同化」と類似する表現としては「集団化」、「協同組合化」、「合作化」がある。
 - 13) 中国の農業生産合作社については、マクファーカー・ロデリック、ジョン・キング・フェアバンク編（謝亮生等訳）『劍橋中華人民共和国史・上巻』中国社会科学出版社、2007年、99-108頁、参照。

作社が朝鮮の協同組合に統合されることによって「協同組合」に名称が統一された¹⁵⁾。

第一章 二つの混乱期

1945年8月15日、日本の敗戦は朝鮮半島における統治権の一時的空白をもたらした。その結果、朝鮮半島北部ではソ連による「信託統治」が始まり、同年10月8日から10日にかけて、北朝鮮五道大会がソ連の支援によって召集され、北朝鮮地域における政権的組織を作り出す土台ができた¹⁶⁾。その三日後の13日、朝鮮共産党北朝鮮分局が創設され、第一書記に国内派の金鎔範が選出されたが、12月の第三回拡大執行委員会（12月17日-18日）で、金日成が責任秘書（第一書記）に就き¹⁷⁾、1946年2月9日に発表された北朝鮮臨時人民委員会の幹部構成では、金日成が委員長に就任した¹⁸⁾。臨時人民委員会が設立後最初に取り組んだのは、朝鮮内における土地改革であった¹⁹⁾。

1946年3月8日、朝鮮では朝鮮人や外国人地主が所有していた土地を没収し、小作農や土地の少ない自作農に分配するという土地改革がスタートした。朝鮮には、戦前から多数の華僑農民が存在し、その大多数は小作農であった。彼らが耕していた土地に関する規定の一端を、当時の「土地改革法令に関する細則」（以下「細則」と略す）から確認できる。

「細則」は1946年3月8日に公布されたものだが、その第二章第八条には「外国人が有する土地に関しては、朝鮮人土地所有者に対して行うものと同様の土地法令が適用される」とし、第二章第十条では、「朝鮮に入籍していない、主に都市付近で菜園経営をする外国人に小作させている土地は没収し、人民委員会の財源に編入する。人民委員会は契約に依拠して、元小作人への耕作権の移譲を許可する」とした²⁰⁾。この第十条の「都市付近で菜園経営をする外国人」とはまさに華僑農民を指している。つまり、それまで華僑が耕していた土地は、すべて政府側が管理するようになったが、華僑農民には耕作権が認められ、野菜栽培を継続することができたのである。

1947年春、中共中央東北局駐北朝鮮弁事処と朝鮮華僑聯合会²¹⁾の支援のもと、朝鮮では一部の地域において華僑に対する土地所有権の分与が行われた。駐北朝鮮弁事処の責任者であった

14) 例えば、朝鮮外國文出版社が1959年に出版した中国語訳本には「全国農業合作社大会」を朝鮮語の「전국농업협동조합대회」（和訳：全国農業協同組合大会）の訳語として使用している（外國文出版社『全國農業合作社大会文件彙編』朝鮮外國文出版社、1959年）。

15) 楊・孫『朝鮮華僑史』306頁。

16) 和田春樹「ソ連の朝鮮政策—1945年8-10月—」『社会科学研究』第33巻第4号、1981年11月、135-136頁。

17) 金学俊著（李英訳）『北朝鮮50年史—「金日成王朝」の夢と現実—』朝日新聞社、1997年、102、110頁。初代責任書記金鎔範は体調不良を理由に職を退いた。

18) 和田春樹「ソ連の朝鮮政策—1945年11月-1946年3月—」『社会科学研究』第33巻第6号、1982年3月、90-92頁。

19) 解放後から朝鮮戦争が勃発する1950年6月までの朝鮮の経済状況については、木村光彦『北朝鮮の経済一起源・形成・崩壊—』創文社、1999年、参照。

20) 鄭慶謨・崔達坤編『北韓法令集』第2巻、大陸研究所、1990年、277頁。

21) 解放直後、朝鮮における中共中央東北局駐北朝鮮弁事処および朝鮮華僑聯合会の設立については、宋伍強「第二次世界大戦後朝鮮における華僑管理機構の成立」『星陵台論集』第43巻第3号（2011年1月）、参照。

朱理治は1947年6月27日の報告書に、新義州、平壤、南浦（旧称：鎮南浦）の三ヶ所で土地の分配に協力したと述べている²²⁾。しかし、新義州から50キロほど離れた龍岩浦で生活していた帰国華僑鞠保福は「1949年、龍岩浦華僑にも土地が与えられた。【中略】わが家は編席と酒造りで生計を立てていたため、分与された土地は少なかった」と振り返る²³⁾。また、清津帰国華僑の劉氏も朝鮮戦争が勃発する前の年に2500坪ほどの土地が与えられたと回想している²⁴⁾。つまり、1947年春季に実施された土地分与は局地的なものであったが、これを皮切りに朝鮮西部から東部へと広がったと考えられる。その結果、1950年春季までに華僑6,260戸に対し970万坪の農地と牛549頭が与えられた²⁵⁾。元駐朝鮮清津領事館総領事王永貴²⁶⁾の記述によると、土地は基本的に農業をすると申し出た華僑に対し無償で分配され、一部行商や小売販売を手がけていた華僑商人も野菜農家に転業し、野菜販売を専門とする店まで現れたという²⁷⁾。

解放直後朝鮮で行われた土地の没収を含む資産階級に対する弾圧では、一部の華僑も被害に遭った²⁸⁾。また、朝鮮華僑コミュニティの内部では、華僑青年はみな強制的に徴用されて中国東北地方の戦場に行かれて死んでしまうなどの流言が広まっていたため、雑貨織物販売や大型飲食店を手掛けていた有力華僑にはソウルに南下する者が多かった。海州市の場合、飲食店経営の華盛園、鴻發園、蓬萊閣などが韓国に移住し、巨商孫鶴齡（福盛長）も1946年初頭に韓国に渡った。一方、豊盛園と東恒茂は帰国したという。南下の風潮は東北部の清津にまで及び、地元の華僑有力者李迎春（東亜樓）も韓国へ行くことになった²⁹⁾。当時、朝鮮には華僑の南下を手助けする案内役まで存在した³⁰⁾。

同時期、朝鮮では食料不足が大きな社会問題となっていた。特に咸鏡北道と咸鏡南道および

22) 張文傑等編『記念朱理治文集』河南人民出版社、1993年、294頁。

23) 龍岩浦帰国華僑鞠保福回想「母親の脚印」（朝鮮華僑網：<http://www.cxhq.info/>、2015年2月12日閲覧）。

24) 清津帰国華僑劉氏への訪問調査（訪問地：龍井、訪問日時：2008年8月）、および同氏電話インタビュー。

25) 楊・孫『朝鮮華僑史』305頁。

26) 王永貴は、2003年6月から2005年まで駐朝鮮清津領事館総領事に就いていた（中華人民共和国外交部政策研究司編『中国外交—2005年版—』（世界知識出版社、2005年、440頁）、朝鮮清津華僑宋氏への電話インタビュー（日時：2015年2月15日））。

27) 王永貴「朝鮮記憶（三）—記旅居朝鮮華僑の崢嶸歲月—」遼寧省外事僕務弁公室・遼寧省人民政府僕務弁公室『僕園』2013年8月、60頁。

28) 1947年6月14日、中国国民政府駐韓国代表であった劉馭萬は、政府外交部宛に「朝鮮北部僕民代表が来館し、朝鮮北部にいるわが国の僕民が抑圧を受け、生活困難に陥っていると述べた」と報告している（「韓国僕務案」台湾国史館档案、単位区号05000-0670-4460）。実際平壤では、華僑巨商于定海が1946年に3年間の実刑判決をうけ1950年まで服役した（王恩美『東アジア現代史のなかの韓国華僑一冷戦体制と「祖国」意識—』三元社、2008年、152-154頁）。一方、朝鮮で行われた土地の没収では、一部の華僑が所有していた土地もその対象となっていたと考えられるが、それを裏付ける史料や証言は今のところ得られていない。植民地期朝鮮華僑の土地所有に関しては1920年の調査報告書が残っている（「外国人土地法関係（4）1920年6月調」レファレンスコード：C08021704600、アジア歴史資料センター：<http://www.jacar.go.jp/>）

29) 慶德政「旅朝華僑與朝鮮經濟」『韓華学報』第2輯・韓華史料篇、2003年7月、308頁。

30) 朝鮮華僑李某（原文：리가호）は1947年春鎮南浦から海州に移り野菜行商をしていたが、1948年4月、松林市華僑3名の越境を案内し、報酬として3千ウォンをもらい、同年5月上旬には、新川華僑一家5名の南下を手伝うこと、5千ウォンを受け取っていた（国史編纂委員会編『北韓関係史料集』第9巻、国史編纂委員会、1990年、600-601頁）。

平安南道一帯では食料不足がきわめて深刻で、危機的状況にあった³¹⁾。その打開策として、1946年2月27日、朝鮮臨時人民委員会は「食料対策に関する決定書」を下達した。その第五条には、「食料として提供できる穀物を原料とする餅、水飴、菓子などの製造を禁止する。また、一切の飲食店は最小限度に抑え、新設を禁止する。」と規定したこと³²⁾、華僑飲食業の経営は制約を受ける事態となった。とはいいうものの、華僑飲食店の経営状況は概して必ずしも悪くはなかったようである。朝鮮帰国華僑陳香蘭は回想に、「解放直後、父は清津で数名の華僑と一緒に飲食店を開き、稼いだお金で三階建ての家を購入したが、朝鮮戦争の時に全焼した。」としている³³⁾。朝鮮戦争は、朝鮮華僑コミュニティの縮小をもたらし、一般客を相手とする商店や飲食店などへのダメージは甚大であった。しかし、その反面中国志願軍を「常連客」とする商売などが成り立った。

1950年10月下旬、中国志願軍が朝鮮戦争に参戦すると、大量の人民元が朝鮮国内に出回るようになった。志願軍は野菜などの食料品を調達する際、最初は軍票を使用したが、その後は現金での支払いに切り替えた。しかし、中国元を朝鮮元に換金するにあたり、彼らは少なからず不便を感じていた³⁴⁾。また、朝鮮における野菜栽培は、華僑農民が戦前から大きなウェイトを占めていた。同じ中国人で、言語も通じるということで、志願軍への野菜供給には華僑農民が朝鮮農民に対して優位に立った。結果的に、朝鮮華僑は志願軍の手中にある人民元を吸収する受け皿的な役割を果たした。実際、中国駐朝鮮大使館の戦争後の報告書にも「朝鮮戦争の期間中、中国志願軍が朝鮮に駐屯していた関係により、華僑の手中には旧人民元が残っている」と記されている³⁵⁾。具体例として、元山帰国華僑倪進臣は「父親は農業をしていたが、戦争（朝鮮戦争：引用者）中は飲食店を開き、志願軍の食事や寝泊りを引き受けた。1951年、一家は安寧に疎開したが、そこでも父は野菜作りを始め、そこで収穫した野菜を長期契約でも結んだかのように志願軍に運んだ」としている³⁶⁾。志願軍を相手とする商売は彼らの一部が1958年10月まで朝鮮に継続して駐屯していたため³⁷⁾、休戦後もしばらく続いた³⁸⁾。

朝鮮戦争が終わると、4万人規模であった朝鮮華僑は、戦争期間中に約3万人が帰国したことと、1万人程度にまで減少し、華僑コミュニティにもさまざまな変化が表れた。まず、華僑

31) この時期の食料不足の背景には、朝鮮内におけるソ連軍の穀物徵發があった（和田春樹著（南基正訳）『와다하루끼의북한현대사』창비出版社、2014年、59-60頁）。

32) 鄭・崔『北韓法令集』第3巻、2頁。

33) 清津帰国華僑陳香蘭回想（林明江編『報效祖国獻青春：吉林帰僑口述録』中国華僑出版社、2011年、20頁）。

34) 木村光彦「1950-51年の北朝鮮経済資料」『青山国際政経論集』第57号、2002年8月。この資料は当時ソ連駐朝鮮大使館顧問であったV. Pelishenko が「DPRKと中華人民共和国間の通貨・金融関係について—報告—」というタイトルで作成したもので、現在ロシア外務省公文書館（fond 0102、opis 7、delo 53、papka 30、listy 145-54）に所蔵されている（同左）。本稿が参考にしているのは、木村光彦の和訳文である。

35) 「駐朝鮮使館領事部1955年上半年総結報告」中国外交部档案118-00568-02。本報告書内の「旧人民元」とは新中国が1955年3月1日から発行した新貨幣に対しての旧貨幣を意味する。

36) 元山帰国華僑倪進臣回想（林『報效祖国獻青春』206頁）。

37) 和田著（南訳）『와다하루끼의북한현대사』110-111、138-139頁。

38) 吉州帰国華僑張志徳回想「軍民一家在異國他郷」（朝鮮華僑網、2015年1月12日閲覧）。

が営んでいた小規模工場や、商店、飲食店は焼失し、農地も使えないほどのダメージを受けた。また、約7割の華僑が帰国したことによって朝鮮における華僑資本の土台が崩れてしまった。華僑人口の減少は、一部華僑コミュニティの崩壊を招き、朝鮮域内における華僑の居住空間を、職場中心型から地域中心型のそれへと変化させた。例えば、咸鏡南道では、戦争中60%の華僑が帰国したが、戦争が終わると、各地に分散していた華僑が一気に大都市咸興に移り住んだという³⁹⁾。

朝鮮に残った華僑のなかには生活に苦しむ者が少なからず存在した。朝鮮政府は戦争中土地を失った華僑418戸に対し、44.5万坪の土地を新たに分配した。吉州帰国華僑張志徳は、1953年の休戦後、朝鮮政府から隣接する明川郡の農地約2千坪を分配され新地に移住したとしている⁴⁰⁾。朝鮮政府は1954年春には、華僑農民に対しても春季耕作が順調に進むよう融資や穀物の前貸しを行った⁴¹⁾。その結果、朝鮮では華僑の集住と華僑農民の一層の増加が進んだ。

第二章 朝鮮における協同化政策の展開と華僑農商工業者

1953年7月27日、三年間に及んだ朝鮮戦争は休戦という形で幕を下ろした。朝鮮では生産基盤の破壊や農地の流失、ならびに労働力不足などによって生産力が低下し、人々の生活は困窮していた。朝鮮政府は戦後復旧を速やかに進めることをスローガンとし、各産業分野において、個人経営から協同経営への徹底を図った⁴²⁾。

1953年8月、朝鮮労働党第6次中央委員会で政府は、重工業を優先的に立て直すことを戦後経済建設の基本路線として提示したが、1954年1月の中央委員会では、農業における協同化推進政策を採択し、自作農業から協同農業への移行を、三つの形態を段階的に進める方針とともに明確に打ち出した⁴³⁾。その第一段階は組合員の農地所有を認めたうえで、農作業だけを協同で取り組むもので、第二段階は組合員の土地の統合による協同経営を進め、提供された土地の大小と労働の出来高に応じて収穫物を分配するものであった。また、第三段階は小面積の自家用農地を除く全ての土地とその他生産手段を統合し、労働の量と質のみを基準に収穫物の分配を行うものとなっていた⁴⁴⁾。

それぞれの実施時期については、朝鮮戦争の休戦直後郡ごとに農業協同組合を二か所程度設けることによって、協同作業を試験的に導入したが、翌1954年から第二段階と第三段階の協同化が全国範囲で同時に展開された。協同組合はその総数と規模ともに急激な拡大を見せ、1958年8月には全農家の第三段階への完全移行を達成した⁴⁵⁾。この協同化政策は国有化から取り残されていた小規模商工業者にも応用され、同じ1958年になると私有形態は完全に消滅した⁴⁶⁾。

同時期、朝鮮華僑の就業形態にもさまざまな変化が現れた。表1は、朝鮮華僑の職業上の変化を業種別にまとめたものである。そのうち「扶養者」とは、公的機関や国有企业に勤めてい

39) 王「朝鮮記憶（三）」61頁。

40) 張志徳回想「漫漫人生」（朝鮮華僑網、2015年3月25日閲覧）。

41) 楊・孫『朝鮮華僑史』305頁。

42) 外国文出版社『全国農業合作社大会』5-6頁。

43) 和田著（南訳）『와다하루끼의북한현대사』111-112頁。

44) 李泰旭『북한의인식 3—북한의경제』을유문화사、1990年、43-44頁。

表1 1950年代後半における朝鮮華僑の職業変化

(単位：戸・人)

職業	1955年3月			1957年11月			1958年		
	戸数	人口	扶養者	戸数	人口	扶養者	戸数	人口	扶養者
農業	2,570	9,232	—	2,767	10,117	—	2,884	10,993	—
飲食店経営	309	1,070	—	426	1,641	—			
雑貨商	91	395	—	(うち飲食店 269)	1,641	—	249	369	596
行商	46	153	—						
店員	28	68	—	13	13	16			
手工業	69	227	—	107	405	16			
自由職	229	714	—	90	110	109	444	539	1,143
企業労働者	43	176	—	国有	104	155	807		
				民営	14	15	86		
教員	80	127	126	120	166	259			
事務員	22	23	65	29	33	86	153	199	403
無職	51	157	—	67	145	—	48	122	—
総計	3,538	12,533		3,723	14,051	3,778		14,351	

出所：1955年は、華僑問題研究会編『華僑人口参考資料』（出版社不詳、1956年、182-184頁）、
 1957年は、「關於在朝鮮華僑情況資料」中国外交部档案106-01130-03、1958年は、楊昭全・
 孫玉梅『朝鮮華僑史』（中国華僑出版公司、1991年、303頁）のものである。

る者の扶養家族を指しており、この扶養者人数の増え方から華僑の個人経営者や労働者層における協同化の進捗状況を見て取ることができる。1955年3月時点での扶養者には主に華僑学校の教員や華僑聯合会の職員の家族が計上されていたが、1957年11月になると手工業者や労働者において協同化が進んでいることがわかる。しかし、飲食店と雑貨店経営者、および行商に関しては依然独立採算制を基本とする経営方式が維持されており、工場関係の華僑らに比べて協同化が遅れていたことを示唆している。その翌年、商業に携わる華僑は、前年の426戸から249戸に4割も減少し、扶養者家族も596人に上った。これは、1957年末から1958年にかけて商業における協同化が急速に進んだことを意味し、その過程において多くの華僑商人が農業あるいは工場労働者へと転職した、と推測できる。ちなみに、組合に参加した華僑農民の場合、その収穫物の分配が組合内部で行われていたため、組合員の家族には扶養者は存在しない。

表1から分かるように、1950年代における朝鮮華僑の職業形態は農業を中心に、商業が一定規模を維持している状況であった。従って、第三章では華僑農業、第四章では全華僑経営者戸数の7割近くを占めていた飲食業の協同化についてそれぞれ検討を加えることにしたい。

-
- 45) 1954年から1958年までの第二形態と第三形態の割合は、1954年10,098社（第二形態21.0%、第三形態78.5%）、1955年12,132社（第二形態7.8%、第三形態92.2%）、1956年15,825社（第二形態2.5%、第三形態97.5%）、1957年16,032社（第二形態1.2%、第三形態98.8%）、1958年8月13,309社（100%第三形態）となっており、1958年10月に3,843社に統合された（李『북한40년』124頁）。また、農業協同組合一社あたりの組合員戸数では、1953年7月12.6戸、1954年6月18戸、1955年6月39.4戸、1956年12月54.7戸、1958年8月80戸と毎年拡大した（黃道淵『戰後朝鮮人民經濟的恢復和發展』（外國文出版社、1957年、31-32頁）、外國文出版社『全國農業合作社大會』20-21頁）。
- 46) 朝鮮の各産業における国有化の進捗過程については、高昇孝『朝鮮社會主義經濟論』日本評論社、1973年、参照。

第三章 華僑農業の協同化

朝鮮戦争終了後、朝鮮における農業人口は1954年104.6万戸、1956年106.9万戸、1958年105.5万戸と、おおよそ100万戸規模であったが、華僑農民の割合はそのわずか0.25%程度に過ぎなかつた。しかし、華僑農民は野菜栽培に特化していたため、朝鮮全体の野菜収穫量に占めるウェイトは大きかつた。例えば、1955年に華僑農民が栽培した野菜総量は、その年、朝鮮全域一人あたり24kgをも供給できるほどのものであった⁴⁷⁾。朝鮮政府は華僑農民に対しても協同組合と同等の「農業生産合作社」⁴⁸⁾（以下「農業合作社」と略す）の設立とそれへの加入を促した。

華僑農民の間に合作社を普及させるため、朝鮮政府は華僑農民による農業合作社運営に対して特別支援を行つた。『戰友』（1956年6月30日付）には、「（朝鮮政府は：引用者）華僑農業生産合作社の發展のため、1955年春季、食料が不足している700戸の農民に49トンの食糧配給と579万ウォンの融資、そのほか馬、農薬、肥料などの支援を行つた。【中略】平壤の5つの華僑農業生産合作社は、1956年春、地方政府から65,000坪の水田と25,000坪の畑を与えられた。また、一部の農業合作社には朝鮮人農民も加入した」と記されている。ここから、三つのポイントを汲み取ることができよう。まず、1955年春という農業合作社制度の導入段階において、朝鮮政府から農業合作社への支援が行われていたこと⁴⁹⁾、次に、地域としては平壤、対象としては華僑貧困者が合作社作りに共鳴したという点、第三に、華僑の農業合作社には周辺の朝鮮人農民も加わったという事実である。次に、華僑農民全体の「自家耕作」から「協同耕作」への転換を表2から確認してみよう。

1955年に存在した華僑農業合作社の数は計9社であったが、そのうち所在地が確認できるも

表2 華僑農業生産合作社の規模と年収の推移（1955-1958年）

	1955年	1956年6月	1957年2月	1957年11月	1958年3月
合作社数	9社 (平壤地域4社以上)	49社	93社	103社	114社
組合員数 (A)	*180～250戸	841戸	*1,700戸	2,145戸	2,691戸
華農総戸数 (B)	2,570戸	2,832戸	*2,800戸	2,767戸 (華僑総戸数3,739戸)	2,884戸 (華僑総戸数3,778戸)
合作社化率 (A/B)	*7～10%	29.7% (平壤地域50%)	61%	77.4%	93.3%
戸別平均年収	17.8万ウォン (8社平均)	15.3万ウォン (48社平均)	14.9万ウォン (78社平均)	-	-

出所：『華僑人口参考資料』182-184頁、「關於在朝鮮華僑情況資料」、楊・孫『朝鮮華僑史』303-307頁、1956年6月30日『戰友』、1957年4月13日『戰友』。

注：前に「*」が付く数字は概数を示す。

47) 「關於在朝鮮華僑情況資料」中国外交部档案106-01130-03。

48) 華僑農業生産合作社の規模は20-30戸を単位とするものであった。

49) 1955年から1957年にかけて、朝鮮政府から華僑合作社への融資額は約3千万ウォンに達し、食料救済も行われた（「關於在朝鮮華僑情況資料」中国外交部档案）。

の4社が平壤に集中していた。また、その翌年6月時点での華僑農民の合作社化率は841戸の29.7%であったが、平壤に限ってみると50%に達していた。華僑農民の合作社への加入率は朝鮮農民のそれに比べると低い水準であったが、その後も着実な広がりを見せ、1957年2月には61%、1957年11月には77.4%が合作社の一員となり、朝鮮政府が農業における協同化の完了を宣言する1958年8月には、華僑農民のほとんどが組合員として合作社に加入していた。

朝鮮政府の華僑農民に対する協同化政策を、中国側ではどのように見ていたのか。そのことを一部説明できる史料として、当時の中国駐朝鮮大使館が中国政府宛に提出した報告書には以下のようない記述がある⁵⁰⁾。

1955年、農業合作社組織作りに関する原則：①華僑農民が朝鮮農民と協同で合作社を設立することを認める。②華僑集住地域において、協同組合の設立条件が不十分な場所では華僑合作社を設け、朝鮮人農民の入社を歓迎する⁵¹⁾。③分散して居住する華僑農民に対しては、できるだけ地元の朝鮮農業社への加入を呼びかける。

つまり、中国政府は朝鮮側の華僑に対する包摂的政策を認めた上で、協力する方針を取っていた⁵²⁾。具体的には各地の華僑聯合会がその宣伝に当たった。例えば、『戰友』（1956年6月30日付）には、「梁子清は去年の秋、紅光農業生産合作社に加入し、579坪の土地から25.5トンの野菜を収穫した。近所の秦玉森は個人農業を続けたが、野菜収穫量は800坪から7.6トンに止まっている」という記事が掲載されている。

実際農業合作社に加入する際、それぞれの農家が所有していた土地は何の見返りもなくそのまま合作社の共同所有として登録されたが、牛や農機具類に対しては代金が支払われた。また、加入後は「工数」（労働点数）で収入が計算されたという⁵³⁾。彼らの収入については、1955年8社の平均年収は168,080ウォン／戸、1956年48社の場合153,480ウォン／戸であったが、全体としては減少傾向にあったようである。それを示唆するものとして、1957年11月当時の農業合作社数は103社であったが、同年の平均年収を算出する際に用いられた分母には78社しか計上されておらず、更にその平均年収も15万ウォンを切っていた。そして、その後の新聞記事からは合作社の戸別平均年収が見られなくなった。

50) 「關於在朝鮮華僑情況資料」中国外交部档案。

51) 一例として、1956年2月、平壤市東区華僑農民28戸と朝鮮農民3戸が一緒になって「東方紅農業生産合作社」を立ち上げた（1956年3月3日『戰友』）。

52) その背景としては、①当時中国でも社会主義的協同化政策が行われていたことと、朝鮮の農業協同化政策が旧ソ連の一括した改造ではなく、中国の段階的協同化（三段階）と類似していたこと（マクファーカー・ジョン編（謝訳）『劍橋中華人民共和国史』82-117頁、参照）、②中国では「平和五原則」に基づいて、対外的に融和政策をとっており、東南アジアにおける華僑の現地化をすでに認めていたこと（程希『僑務与外交關係研究—中國放棄「双重国籍」的回顧与反思—』中国華僑出版社、2005年、参照）、③中国政府が中国東北地域に居住する朝鮮族に対し現地化を進めていたこと（孫春日『中国朝鮮族移民史』中華書局、2009年、716-733頁、参照）などが考えられる。

53) 劉氏訪問調査。

第四章 華僑商業（飲食店経営）の協同化

1955年春、朝鮮政府は都市部の自由市場における食料売買を禁止し、食料の統一配給制度を導入した。その際華僑にも一般市民同様の一人あたり300g／日の食料が配給された。これと歩調を合わせる形で、朝鮮では飲食店や小規模工場における個人経営の廃止が本格化した。中国駐朝鮮大使館の二通の報告書からその過程を一部追ってみたい。

- ①中国駐朝鮮大使館1955年7月27日報告⁵⁴⁾：朝鮮では今年（1955年：引用者）の春から食料配給制度を導入し、自由市場での食料売買を禁止した。【中略】朝鮮では3月から、飲食店の個人経営を禁止した。華僑飲食店は平壤だけでも62軒（250人）あり、朝鮮政府は彼らのその後の職業に対して何ら配慮もなく、生活が困難に陥った。
- ②中国駐朝鮮大使館1958年1月1日報告⁵⁵⁾：1956年、朝鮮では反汚職・反浪費・反官僚主義の「三反運動」が展開された。【中略】朝鮮労働党の指示に従い、華僑聯合会は華僑飲食店経営者228戸に対し税金未納に関する全面的な思想教育を行った。その結果、1,420万ウォンの未納金が納められた。

朝鮮国内における穀物流通網をおさえつつ、政府は1955年3月から飲食店の個人事業の段階的廃止に着手した。その結果、朝鮮華僑が経営する飲食店も営業停止に追い込まれたが、店員の再就職先の確保や飲食店側の不満などの問題もあり、政策は順調には進まなかったと思われる。翌1956年、政府は次の策として個人経営者に対する管理の強化に乗り出した。具体的には税金徵収の徹底と「反浪費」運動に見られる飲食店経営の制限であった。この政策は前年同様華僑商人にも適用され、朝鮮労働党の指示に従って華僑聯合会がその遂行に協力した。そして、1957年から華僑商人における合作社化が本格化した。

『華訊』（1957年4月15日付）は、1957年4月現在、平壤市東区の華僑商人のうち83%が飲食業生産販売合作社（以下「飲食業合作社」と略す）に加入し、中区と南区でも同様の飲食業合作社が設立されたと伝えながら、地方では元山と清津に飲食業合作社が発足したと報じている⁵⁶⁾。当時の華僑飲食店は合作社という枠組みのなかで経営を行っていたが、国営飲食店ではなく華僑の同業組合的な性格が強かった。そのため、華僑による自主経営は維持されたと見られる。

1957年11月3日、朝鮮内閣府は内閣決定第102号「食料販売を国家の唯一体系によって行うことについて」を公布した⁵⁷⁾。その内容は、「農民が販売する穀物の収買と住民に対する食料販売は国家の唯一体系によってのみ実施する」とし、「1957年12月1日から一切の穀物の個人商行為を禁止する」と明記した。1955年春に実施された食料の国家統一管理制度は初期段階の

54) 「駐朝鮮使館領事部1955年上半年総結報告」中国外交部档案。

55) 「關於在朝鮮華僑情況資料」中国外交部档案。

56) 楊・孫『朝鮮華僑史』308頁。

57) 鄭・崔『北韓法令集』第3巻、26頁。

もので、不徹底さが残っていたが、農業の協同化が進むにつれ、1957年12月1日以降食料の国家管理体制が整った。その結果、華僑飲食店経営者の食材調達が難しくなった。

華僑の職業変化を確認すると（表1）、1955年統計では華僑商人計446戸のうち309戸が飲食店を開いていた。また、その次に多かったのが雑貨商91戸で、第三に野菜行商46戸となっている。一方、国家による穀物流通網の一本化体制が正式に機能する直前の1957年11月統計（中国駐朝鮮大使館報告書）では、飲食店経営者は13%減の269戸であった。同報告書には、「129戸が（華僑：引用者）生産合作社、あるいは朝鮮商工業合作社に加入しており、そのほか69戸は農業社（農業合作社：引用者）か国営企業の労働者に転職した。なお残りの221戸は1958年内までに社会主義改造を完了する予定である」と記されている⁵⁸⁾。

協同化の開始から二年半が経過しても華僑商人の合作社化率は5割を切っていたが、1958年までに完了させるという華僑聯合会あるいは駐朝鮮大使館の姿勢が見て取れる。華僑聯合会の働きかけと朝鮮政府の食料統一管理政策の遂行に押され、華僑飲食店は国有化への道に進んだ。その結果、すでに存在していた華僑飲食業合作社は、国営商業網の一角として再スタートすることとなり、個人経営者もそれに加入するか転職を余儀なくされた。

平壤では華僑を中心とする国営飲食店が「区」ごとに設けられ、中区（大同江飯店）、外城区（橋口飯店）、西城区（長山飯店）、牡丹峰区（西城飯店）の四ヵ所で営業を続けた。これら飲食店の営業規模は20名ほどの職員が、円卓30台分の来客に対応していた。職員には朝鮮人も配属されたが、管理責任者や料理人といった重要職は依然華僑がそのポストについた。例えば、大同江飯店では地元華僑の許宝善が、橋口飯店でも華僑の楊毓英が管理責任者を務めた⁵⁹⁾。また、地方にも同様の経営方式が適用されたと思われる。清津の場合、飲食業合作社の組合員と個人経営者的一部は国営飲食店「中国人高級料理飯店」の職員となったが、支配人に鄒春榮、高級料理人には劉青山、林基安、于忠義、趙元碌、劉德漢、郎永平、王秉臣など、平壤と同じく華僑が要職に就き、朝鮮人女性十数名がウェイトレスとして働いた⁶⁰⁾。朝鮮政府は華僑飲食店が国有化されて以降も実質的な経営管理の権限については華僑に一任していたことが分かる。しかし、華僑からすると店舗の自主経営権を喪失し、また、華僑向けの国営飲食店の数にも制限が加えられていたため、他の職業への再就職者が多く見られた⁶¹⁾。結果的に朝鮮華僑商人に対する協同化は計画通り1958年に完了した。

協同化による社会改造という変革期の中で、鋳造物やガラス製品などの生産に従事していた華僑手工业者も1950年代中盤までは個人経営を維持できていたが、次第に合作社に参加するようになった。その加入率では、1957年末現在37.11%であったものが1958年3月には82.1%に急上昇し⁶²⁾、同年末には国営企業に所有形態が変わっていった⁶³⁾。

58) 「關於在朝鮮華僑情況資料」中国外交部档案。

59) 平壤帰國華僑梁森培回想「大同江飯店」（朝鮮華僑網、2015年4月2日閲覧）。

60) 清津帰國華僑陳連鎖回想「紀行編十二感恩」（朝鮮華僑網、2015年4月2日閲覧）。

61) 清津帰國華僑陳香蘭は、1958年ごろ実家の飲食店は経営ができなくなり、父は商業局器械製作所に配属され、家具製造職人になったと振り返る（林『報效祖国獻青春』20頁）。

62) 楊・孫『朝鮮華僑史』308頁。

むすび

本稿では、第二次世界大戦後、朝鮮における華僑コミュニティの変容について、解放後1945年から1958年までの華僑の職業変化を中心に議論を行った。以下の三点を結論としてまとめておく。

まず、解放直後朝鮮における華僑の職業形態は多くの華僑有力者の南下や朝鮮政府の各種政策によって縮小傾向にあったにせよ、全体からすると、従前の職業が継続された。しかし、朝鮮戦争が勃発すると、戦災を逃れるため7割以上の華僑が集団帰国したことによって、朝鮮華僑社会は致命的なダメージを受けた。ただ、朝鮮に残った華僑には中国志願軍を「常連客」とする様々な商売が成り立っていた。

次に、休戦直後、朝鮮では各産業における協同化が本格化したが、この政策は朝鮮華僑をも対象とするものであった。この動きに対し、中国政府は華僑の協同化を歓迎する立場を示し、具体的には華僑联合会がそれを推進した。華僑の内部では、1955年ごろから貧困層を中心に農業合作社への加入が始まり、平壤華僑が先頭に立っていた。農業の協同化に平行して商業や手工業においても同様の協同化がスタートした。初期段階における協同化政策は、組合内における華僑の自主経営を容認する比較的柔軟なものであったが、華僑商業従事者を中心に農業への転業が見られ、華僑農業人口が増加した。

第三に、マイノリティとしての朝鮮華僑の職業選択は、解放以前から自らが比較的に優位性をもつ貿易活動、野菜栽培、飲食店経営、手工業に集中していた。また、このような傾向は解放後朝鮮華僑を取り巻く環境が急変するなかでも、朝鮮戦争が終了する1953年まで続いた。しかし、彼らの従来の職業形態は、1954年から1958年にかけて進められた朝鮮の協同化政策によって断絶を余儀なくされた。そして、朝鮮華僑は朝鮮の統一管理のもと、社会主义建設に参加するようになった。

本稿は、広東省高等学校優秀青年教師培養計画「冷戦時期東亜各国華僑社会比較研究」(312-XCQ14571)における研究成果の一部である。

(原稿受理日 2017年9月17日)

63) 華僑铸造業においても飲食業と同じように、国有企業に統合された以降もその経営管理は華僑が行っていたと思われる（清津帰国華僑曹氏への訪問調査（訪問地：龍井、訪問日時：2008年12月））。